平成２４年（フ）第１６８号
高知市薊野北町２丁目27番８－３号
債務者　下村　安枝
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７３号
高知市仁井田1588番地１
債務者　白川友里江
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４５号
埼玉県富士見市羽沢３丁目25番30号　むさしのハイツ102
債務者　山口　千月
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８２号
埼玉県坂戸市緑町４番10号　坂戸宝マンション101号室
債務者　柾木　慎平
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４３号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形41番地２　県営寄居鉢形団地１－302
債務者　植竹　友栄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６１号
相模原市中央区氷川町12番３号
債務者　宮木小百合こと　周　　翠娥
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２号
高知県安芸市宝永町464番地３雇用促進住宅２号棟103号
債務者　中屋多恵子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
釧路市新富士町３丁目９番１号
債務者　鳴海　啓善
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後４時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
北海道厚岸郡厚岸町奔渡６丁目４番地　奔渡団地Ｈ１Ｃ－304
債務者　林　真奈美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
栃木県足利市福富町997番地３　アネックス21福富104、前住所群馬県太田市内ケ島町896番地１
債務者　野村　朋幸
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４４号
栃木県足利市五十部町241番地　スターハイツ五十部102、前住所栃木県足利市松田町71番地
債務者　寒沢三千男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２５９号
神奈川県大和市中央林間５丁目５番26号　蘭コーポ101
債務者　岡村　良次
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４６号
横浜市旭区上白根町112番地　市営グリーンヒル上白根２棟702号
債務者　二階堂ゆかり（旧姓伊地知）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９１号
横浜市鶴見区駒岡３丁目30番Ｇ－308号
債務者　若林　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１９号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地４　ハイライフ保土ケ谷204号
債務者　清家　澄江（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２０号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地４　ハイライフ保土ケ谷204号
債務者　清家　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部